

特定国際種事業の手引き

2018年6月
環境省・経済産業省

1. 事業の概要

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法という。）に基づき、特定国際種事業を行おうとする方は、あらかじめ環境大臣及び経済産業大臣に届出を行う必要があります。

特定国際種事業を行う者（以下、特定国際種事業者という。）とは、うみがめ科（タイマイ等）の背甲等（背甲、肚甲、縁甲（ツメ）、端材、半加工品を示す。完成品は含まない。以下、同じ。）の取引（有償、無償を問わない。以下、同じ。）を業として行う者（個人事業主又は法人）を言います。

届出後、特定国際種事業者は、種の保存法に基づく義務等を守らなければなりません。具体的には、取引記録の記載と保存、届出事項に変更があった場合又は廃止した場合の届出、陳列・広告時の届出番号等の表示、環境大臣及び経済産業大臣の求めに応じた取引記録の提出や立入検査の受入の義務等が課せられます。これらの義務に加え、環境省及び経済産業省では、特定国際種事業者の届出番号、氏名又は名称等の情報を公表します。

なお、特定国際種事業の届出をせずうみがめ科（タイマイ等）の背甲等の取引を業として行った場合は50万円以下の罰金に、報告徴収に対する未報告、虚偽の報告、立入検査の拒否等があった場合は30万円以下の罰金に、それぞれ処せられることがあります。

法令を遵守し、適正な取引を行っていただきますようお願いします。

※種の保存法の改正により、2018年6月1日から法令事項が追加されました（上記下線部分）。

2. 事業の届出（種の保存法第33条の2）

特定国際種事業を行おうとする者は、あらかじめ環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければなりません。特定国際種事業を行おうとする者は、特定国際種事業届出書（様式第1）に必要事項を記入し、1通を手続き窓口（6ページを参照のこと）に郵送してください。

2.1. 留意事項

- ・特定国際種事業の届出は、個人事業主又は法人が提出するものです。
- ・特定国際種事業届出書（様式第1）は記載例を参考にして作成してください。特定国際種事業届出書（様式第1）及び記載例は、環境省及び経済産業省のウェブページからダウンロードしてください。

3. 取引記録の記載と保存（種の保存法第33条の3）

特定国際種事業者は、うみがめ科（タイマイ等）の背甲等の取引を行う都度、記載台帳（様式第4）に取引内容を記録し、これを5年間保存しなければなりません。また、取引記録は環境大臣及び経済産業大臣の求めに応じて提出する必要があります。

3.1. 留意事項

- ・記載台帳（様式第4）は、取引のたびに記載しなければなりません。

- ・記載台帳（様式第4）は、記載例を参考にして作成してください。記載台帳（様式第4）及び記載例は、環境省及び経済産業省のウェブページからダウンロードしてください。なお、法定の記載事項を満たしていれば、記載台帳（様式第4）の代わりに特定国際種事業者が独自の扱いやすい様式で取引記録を作成いただいても構いません。

4. 届出事項の変更又は廃止の届出（種の保存法第33条の5において準用する第30条の4）

特定国際種事業者は、届出の内容に変更があった場合又は事業を廃止した場合は、その日から起算して30日以内に環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければなりません。特定国際種事業者は、届出の内容に変更があった場合は特定国際種事業届出事項変更届出書（様式第2）に、事業を廃止した場合は特定国際種事業廃止届（様式第3）に必要事項を記入し、1通を手続き窓口（6ページを参照のこと）に郵送してください。

4.1. 留意事項

- ・特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設（買取りや製造のみを行う施設を含む。）を複数所有しており、その内の一部のみ廃止した場合は、特定国際種事業届出事項変更届出書（様式第2）を提出してください。
- ・特定国際種事業届出事項変更届出書（様式第2）及び特定国際種事業廃止届（様式第3）は、記載例を参考にして作成してください。特定国際種事業届出事項変更届出書（様式第2）、特定国際種事業廃止届（様式第3）及びそれぞれ記載例は、環境省及び経済産業省のウェブページからダウンロードしてください。

5. 陳列・広告時の届出番号等の表示（種の保存法第33条の5において準用する第31条第3項）

特定国際種事業者は、その特定国際種事業に関して特定器官等の陳列又は広告をするときは、その目的、場所、形態は問わず、以下の事項を公衆の見やすいように表示しなければなりません。

（表示事項）

- ・環境大臣及び経済産業大臣から通知された届出に係る番号（以下、届出番号という。）
- ・特定国際種事業者の氏名又は名称
- ・特定国際種事業者の住所
- ・法人にあつては、代表者の氏名
- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

5.1. 留意事項

- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別は、「うみがめ科の甲」としてください。
- ・陳列又は広告時の目的が、有償か無償（例えば非売品展示等）かは問いません。また、店

- 舗・露店・インターネット等の場所、表示の様式・大きさ・媒体等の形態も問いません。
- なお、これらの事項の表示に関して特段の様式は定めていません。必要事項を記載の上、事業者各自で、陳列又は広告の様態に合わせて、公衆の見やすいように表示してください。
- ・表示の参考として、標準的な様式を環境省及び経済産業省のウェブページで公表しています。環境省及び経済産業省のウェブページからダウンロードして、適宜ご活用ください。

6. 特定国際種事業者の届出番号、氏名又は名称等の情報の公表（種の保存法第33条の5において準用する第30条の3）

環境省及び経済産業省は、種の保存法第33条の5において準用する第30条の3に基づき、特定国際種事業者に関する以下の情報（以下、特定国際種事業者届出簿という。）を、2018年6月1日から環境省及び経済産業省のウェブページで公表します。

（公表事項）

- ・ 特定国際種事業者の氏名又は名称
- ・ 特定国際種事業者の住所
- ・ 届出番号
- ・ 法人にあつては、代表者の氏名
- ・ 特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称
- ・ 特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の所在地
- ・ 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別（うみがめ科の甲）
- ・ 届出年月日

6.1. 留意事項

- ・ 特定国際種事業者届出簿には、2018年5月31日以前に届出を行った事業者も含め、公表時点での特定国際種事業者の届出事項が掲載されます。

7. 環境省及び経済産業省による報告徴収、立入検査（種の保存法第33条の5において準用する第33条第1項）

環境省及び経済産業省は、特定国際種事業者に対して定期的取引記録（記載台帳（様式第4））の提出を求めます（以下、報告徴収という。）。特定国際種事業者は報告徴収に応じて取引記録を提出しなければなりません。また、報告徴収は、定期的なもの他、必要に応じて行う可能性があります。

また、環境省及び経済産業省は、特定国際種事業者に対して施設への立ち入りや書類等の検査（以下、立入検査という。）を行う場合があります。その場合は、本立入検査を受認していただくとともに、質問等に適切にお答えいただくことが必要です。

8. 環境省及び経済産業省による指示、業務停止命令（種の保存法第33条の4）

環境省及び経済産業省は、特定国際種事業者が法令に違反した場合は、当該特定国際種事

業者に対して、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示を行うことがあります。また、当該特定国際種事業者が当該指示に違反した場合は、3月を超えない範囲内で期間を定めて、特定国際種事業の全部又は一部の停止を命ずることがあります。なお、実施に当たっては、違反内容や偽った事項等を総合的に考慮し判断します。

9. 罰則

特定国際種事業者が、法令に違反した場合はその違反内容によって、罰金等の刑に処せられる場合があります。具体的には以下のとおりです。

違反の内容	罰則対象行為の条項	罰則
特定国際種事業の届出義務違反 又は虚偽の届出	種の保存法第33条の2	50万円以下の罰金（種の保存法第62条第1号）
特定国際種事業の変更又は廃止 の届出義務違反	種の保存法第33条の5に おいて準用する第30条第 4項	30万円以下の罰金（種の保存法第63条第6号）
特定国際種事業者に対する指示 違反に係る業務停止命令違反	種の保存法第33条の4第 2項	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（種の保存法第59条第3号）
特定国際種事業者に係る報告徴 収及び立入検査の拒否等	種の保存法第33条の5に おいて準用する第33条第 1項	30万円以下の罰金（種の保存法第63条第7号）

10. よくある質問

問1 うみがめ科の製品（べっ甲製品等）を販売する際に必要な手続きは何でしょうか。

答1 うみがめ科の製品（べっ甲製品等）は規制の対象外であるため、うみがめ科の製品（べっ甲製品等）のみを販売する（譲渡する）方の届出は不要です。

問2 全形を保持したうみがめ科の甲や全身のはく製等を販売する際に必要な手続きは何でしょうか。

答2 法定の除外事由なく、全形を保持したうみがめ科の甲や全身のはく製等の販売を行う場合は、事業者か個人かを問わず、個体等登録機関（一般財団法人自然環境研究センター）で登録され、登録票の交付を受けたものでなければ、譲渡し等を行うことはできません。登録に関する手続き詳細は以下までお問い合わせください。

【お問合せ先】一般財団法人自然環境研究センター 国際希少種事業管理部

電話：03-6659-6018

11. 手続き窓口

届出書類等は、以下の手続き窓口まで郵送してください。

経済産業省 製造産業局 生活製品課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 電話：03-3501-1089 FAX：03-3501-6793

12. 関連ウェブページ

各種様式及び記載例、関連資料、最新情報等は、環境省及び経済産業省のウェブページにて逐次提供しておりますので、ご参照ください。

◆環境省

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/yuzuri/index.html>

◆経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/index.html

※ウェブページのアドレスは変更になる場合があります。

13. 問い合わせ先

13.1. 本省

局課名	住所（電話）
環境省 自然環境局 野生生物課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 電話：03-5521-8283 FAX：03-3581-7090
経済産業省 製造産業局 生活製品課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 電話：03-3501-1089 FAX：03-3501-6793

13.2. 地方

◆環境省

局課名	住所（電話）	所管都道府県
北海道地方環境事務所	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 3 階 (電話：011-299-1950)	北海道
釧路自然環境事務所	〒085-8639 釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階 (電話：0154-32-7500)	北海道のうち釧路市、北見市、網走市、紋別市、根室市、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、標津郡、野付郡、目梨郡

東北地方環境事務所	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F (電話：022-722-2870)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方環境事務所	〒330-6018 さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F (電話：048-600-0516)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部地方環境事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-2 (電話：052-955-2139)	石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
信越自然環境事務所	〒380-0846 長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 (電話：026-231-6570)	富山県、長野県
近畿地方環境事務所	〒540-6591 大阪府中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル 8F (電話：06-4792-0700)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国地方環境事務所	〒700-0907 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎 11F (電話：086-223-1577)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方環境事務所	〒860-0047 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階 (電話：096-322-2400)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
那覇自然環境事務所	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階 (電話：098-836-6400)	鹿児島県のうち奄美市、大島郡、沖縄県

◆経済産業省

局課名	住所（電話）	所管都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 (電話：011-709-1784)	北海道
東北経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 (電話：022-221-4903)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東経済産業局 産業部 製造産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 (電話：048-600-0311)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟 県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 (電話：052-951-2724)	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、 三重県
近畿経済産業局 産業部 製造産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 (電話：06-6966-6022)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 (電話：082-224-5684)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 (電話：087-811-8520)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 (電話：092-482-5445)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (電話：098-866-1730)	沖縄県